

平成 27 年度 第 1 回川俣町総合教育会議 次第

日時：平成 27 年 8 月 25 日(火) 午前 10 時 00 分～

場所：川俣町中央公民館 3 階 第 4 研修室

1 開 会

2 町長あいさつ

教育長あいさつ

3 議 題

(1) 総合教育会議について

(2) 総合教育会議運営要綱(案)について

(3) 教育大綱の策定について

(4) 幼稚園 3 年保育の実施について

(5) その他

6 閉 会

平成27年度 第1回川俣町総合教育会議

出席者名簿

総合教育会議構成員

職 名	氏 名
町 長	ふるかわ みちお 古 川 道 郎
教育委員会 委員長	さとう かつよし 佐 藤 捷 善
〃 委員長職務代理者	たかはし ゆ み こ 高 橋 裕 美 子
〃 委 員	わたなべ しんじ 渡 辺 信 二
〃 委 員	ごとう ゆ み こ 後 藤 由 美 子
〃 委員(教育長)	か ん だ おさむ 神 田 紀

関係課長等

職 名	氏 名
副 町 長	いとう ともき 伊 藤 智 樹
総 務 課 長	さとう ひろかず 佐 藤 広 一
教育次長兼こども教育課長	さとう しゅういち 佐 藤 修 一
生涯学習課長	ますが きよし 増 賀 喜 芳

(1) 総合教育会議について

《法 律》

地方教育委行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年 6 月 20 日公布、平成 27 年 4 月 1 日施行(以下「法」という。))

《法改正の目的》

教育の政治的中立、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図る。

【総合教育会議】(法第 1 条の 4)

《設置の目的》

教育に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思の疎通を図り、地域の教育やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図る。

《設置》

地方公共団体の長は、総合教育会議を設けるものとする。(法第 1 条の 4 第 1 項)

《協議及び調整事項》

①教育大綱の策定に関する協議及び②、③に掲げる事項についての協議、調整(法第 1 条の 4 第 1 項)

教育大綱：地方公共団体の長は、教育基本法に基づく国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定める。(法第 1 条の 3)

②教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策(法第 1 条の 4 第 2 項)

③児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置(法第 1 条の 4 第 2 項)

《構成員》

◇構成員は、地方公共団体の長及び教育委員会。(法第 1 条の 4 第 2 項)

◇必要に応じて関係者や学識経験者から意見を聞くことができる。(法第 1 条の 4 第 5 項)

《招集》
◇地方公共団体の長。 ◇教育委員会は、協議する必要があると思料するときは、招集を求めることができる。（法第1条の4第3項及び第4項）
《調整結果の尊重義務》
総合教育会議において調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整結果を尊重しなければならない。（法第1条の4第8項）
《その他》
◇総合教育会議は、原則公開。ただし、個人の秘密を保つ必要があるときなどは非公開とすることができる。（法第1条の4第6項） ◇町長は、総合教育会議の議事録を作成し、公表するよう努める。（法第1条の4第7項）

◆「調整」、「協議」とは

法第1条の4第1項における「調整」とは、教育委員会の権限に属する事務について、予算の編成・執行や条例提案、児童福祉、青少年健全育成などの地方公共団体の長の権限に属する事務との調和を図ることを意味する。

「協議」とは、自由な意見交換として幅広く行われるものを意味する。

◆総合教育会議の協議・調整事項

総合教育会議は、地方公共団体の長又は教育委員会が、特に協議・調整が必要な事項であると判断した事項について協議又は調整を行うものであり、教育委員会が所管する事務の重要事項すべてを総合教育会議で、協議し、調整するという趣旨で設置するものではない。

◆総合教育会議で協議しないもの

総合教育会議においては、教育委員会制度を設けた趣旨に鑑み、教科書の採択、個別の教職員人事等、特に政治的中立性が高い事項については、協議題とすべきではない。（ただし、教科書採択方針、人事基準などは首長の権限に関わらない事項であり、調整の対象とはならないが協議することは、考えられる。）

(2) 川俣町総合教育会議運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この訓令は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、同法に定めるもののほか、川俣町総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（招集）

第2条 総合教育会議の招集は、町長が、開催する日時、場所等をあらかじめ教育委員会に通知して行う。

2 町長は、緊急に総合教育会議を開催する必要がある場合で、かつ、教育委員会委員を招集するいとまがないと認めるときは、教育長のみを招集し、総合教育会議を開催することができる。

（進行）

第3条 町長は、総合教育会議の議事を進行し、会務を総理する。

（決定）

第4条 議題のうち決定を要する事項については、町長と教育委員会の合意により行うものとする。

（傍聴）

第5条 総合教育会議の傍聴人については、川俣町教育委員会傍聴人規則（昭和31年川俣町教育委員会規則第2号）の例による。

（非公開）

第6条 法第1条の4第6項ただし書の公益上必要があると認めるときとは、次のとおりとする。

- （1） 川俣町情報公開条例（平成14年川俣町条例第2号）第7条各号に掲げる情報が含まれる事項に関し協議及び調整を行うとき。
- （2） 施策及び制度の立案において、意思決定の前に情報を公開することが不適当なとき。
- （3） その他公正かつ円滑な協議及び調整に著しい支障が生ずると認めるとき。

（議事録）

第7条 議事録には、次に掲げる事項を記載する。

- （１） 出席者の氏名
- （２） 議題
- （３） 出席者の発言の概要
- （４） その他必要と認める事項

2 議事録は、法第1条の4第6項により非公開で実施した部分を除き、公表するものとする。

（事務局）

第8条 総合教育会議の事務局は、総務課が担うものとする。ただし、会議の開催及び大綱の作成等に関する事務を教育委員会に委任することができる。

（委任）

第9条 この訓令に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

参 考

地方自治法

第五款 他の執行機関との関係

第百八十条の二

普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。但し、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。

(3) 教育大綱の策定について

1 教育大綱とは

「教育大綱」は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもの。(法1条の3第1項)

その策定にあたっては、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、各地域における教育の課題も踏まえたうえで、地方公共団体の長が地域の実情に応じて定めるものである。

2 大綱の定義

(1)「大綱」は、上記1のとおり教育、学術及び文化の振興に関する総合的なことについて定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではない。

(2)「大綱」は、国の教育基本方針を参酌して、定めることとされているが、参酌とは参考にするという意味であり、地域の実情に合わせて大綱を策定するものであるとされている。

(3)国の第2期教育振興基本計画(平成25年6月閣議決定 別紙資料)における成果、目標部分が、大綱策定の際に参酌すべき主たる対象となる。

(4)「大綱」が対象とする期間については、法律では定められていない。首長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることから、4～5年を想定している。

(5)「大綱」に記載された事項を含め、教育委員会の所管する事務については、教育委員会が管理、執行すべきものであり、地方公共団体の長にその権限を与えたものではない。

3 大綱の策定

「大綱」は、上記1及び2に基づき地方公共団体の長が、教育委員会と協議・調整のうえ策定するものである。

◆地方公共団体において、教育基本法に基づく教育基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に位置付けることができる。(平成26年7月17日文部省通知)

4 大綱策定の方針

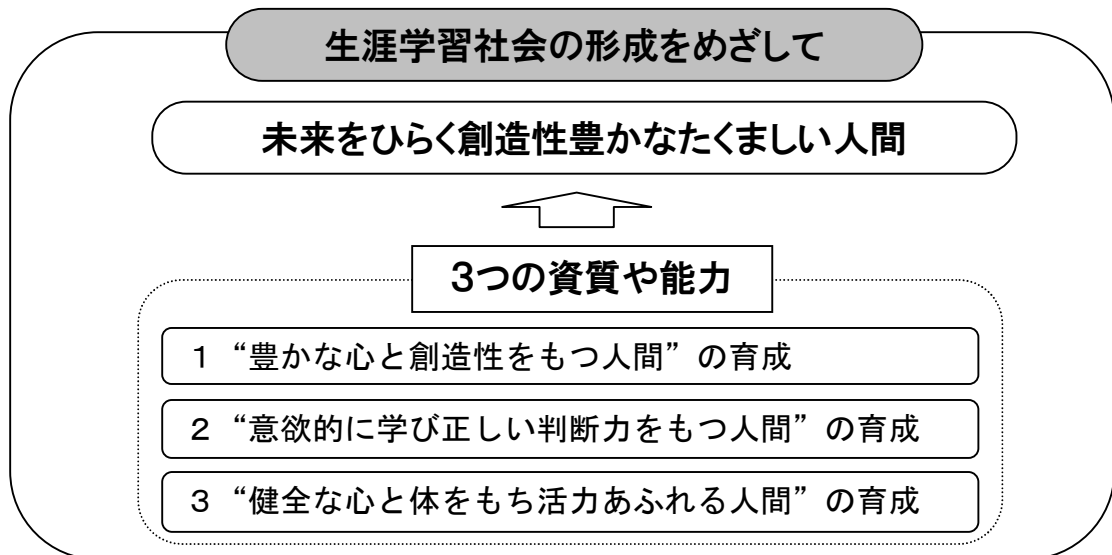
川俣町においては、平成22年4月1日に「川俣町教育基本方針(平成23年度～27年年度)」を定めており、その骨子として、毎年「川俣町教育委員会基本方針」を定めている。この基本方針を基に「大綱」の策定を進めることとしたい。

なお、教育基本方針は、今年度見直し、28年度からの5カ年計画として策定予定である。

平成 27 年度川俣町教育委員会基本方針

1 基本方針

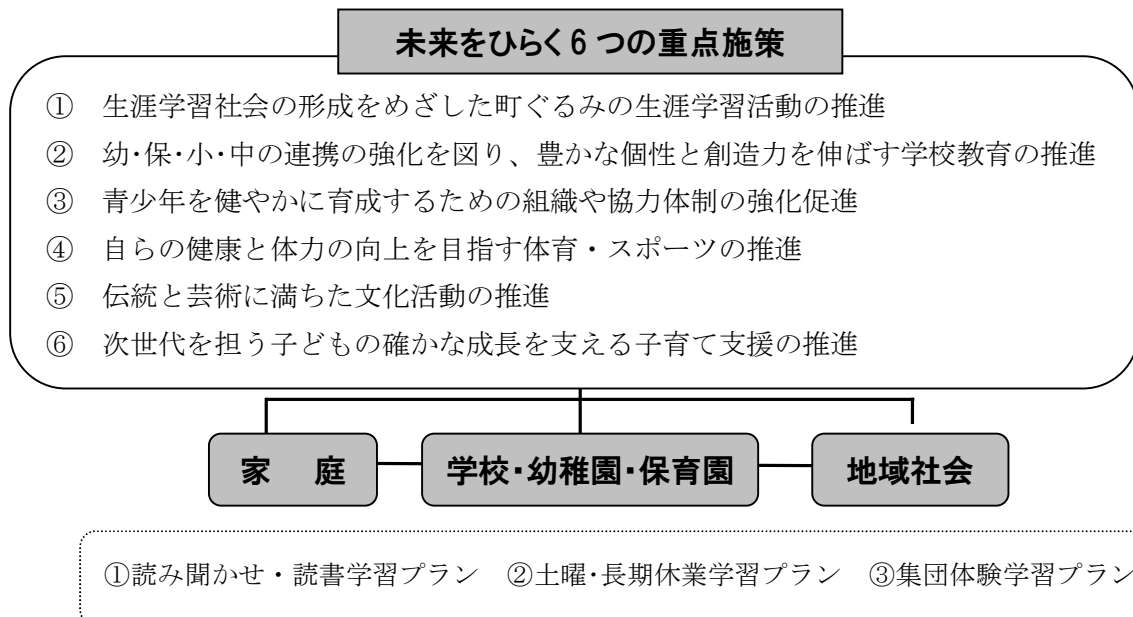
川俣町教育委員会は、生涯学習社会の形成をめざし、「豊かな心と創造性」・「正しい判断力」・「健全な心と体」をもち、意欲的に学び活力あふれた『未来をひらく創造性豊かなたくましい人間』の育成を図ることを基本方針とする。



2 教育委員会重点施策

『未来をひらく創造性豊かなたくましい人間』の育成を具現するため、上記に掲げる「3つの資質や能力」を有する人間を志向し、「未来をひらく6つの重点施策」を次のとおり設定する。また、将来を担う人材の育成を目指し、学校教育及び幼稚園・保育園の保育の視点から『かわまた教育推進プラン』（3つの学習プラン）を策定した。

これらの施策を積極的に推進することにより、学校及び幼稚園・保育園・家庭・地域社会が相互補完し、それぞれの教育機能を発揮しながら生涯学習社会の形成を目指すものである。



（４）幼稚園３年保育について

◆実施時期

平成２８年４月

◆実施予定園

１園ないし２園において実施
来年３歳保育の対象になる幼児の保護者へアンケート実施中、その結果によって決定。

第１候補園 富田幼稚園

第２候補園 川俣幼稚園

◆幼稚園の統廃合

今年度、福田幼稚園保護者と富田幼稚園への平成２８年４月からの統合に向けた話し合いを実施中。

◆幼稚園の統廃合についての意見交換

地方教育行政組織及び運営に関する法律 抜粋

（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項 に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

（総合教育会議）

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 地方公共団体の長

二 教育委員会

- 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
- 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
- 5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
- 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあるとして認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
- 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

教育基本法

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

川俣町教育委員会傍聴人規則

昭和31年10月1日

教委規則第2号

第1条 教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、受付において交付する用紙に自己の氏名、住所、職業その他の必要と認める事項を記入して、委員長の許可を受けなければならない。

第2条 次の各号の一に該当する者は、傍聴を許さない。

- (1) 精神に異常があると認められる者
- (2) めいていしていると認められる者
- (3) 会議の妨害となると認められる器具等を携帯している者
- (4) 前各号のほか、委員長において傍聴を不適當と認める者

第3条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等をする事。
- (3) 議事に批評を加え又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は、喫煙すること。
- (5) 帽子をかぶること。
- (6) 前各号のほか、会議の妨害となるような挙動をすること。

第4条 傍聴人は、委員長が傍聴を禁じたとき、又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

第5条 前各号のほか、傍聴人は委員長の指示に従わなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。